

国土交通省 新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成 20 年 3 月 25 日
(平成 21 年 3 月 25 日改定)
(平成 23 年 9 月 20 日改定)
(平成 25 年 6 月 27 日改定)
(平成 27 年 3 月 30 日改定)
(令和 7 年 3 月 28 日改定)



国土交通省

<目 次>

[Ⅰ 総論的事項]	
1 本行動計画の目的	- 2 -
2 対策の基本方針	- 2 -
3 本行動計画の見直し	- 3 -
[Ⅱ 各対策項目における対策]	
1 実施体制	- 4 -
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 7 -
3 水際対策	- 8 -
4 まん延防止	- 11 -
5 国民経済の安定の確保	- 12 -
[Ⅲ 参考資料]	
1 特定接種の対象となりうる業種・職務について	- 15 -
2 新型インフルエンザ等対策関連情報サイト	- 18 -

[I 総論的事項]

1 本行動計画の目的

この行動計画は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）に基づき、今後、国土交通省が行うべき対応等の概要をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）が発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資することを目的とする。

2 対策の基本方針

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとされている。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられている。

政府としては、①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、②国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする、という2点を主たる目標として対策を講じていくとされているが、国土交通省においてもこの目標を達成するため、関係機関と協力して対策を講じていく。

また、政府行動計画においては、特措法第2条第7号及び第8号に規定する指定（地方）公共機関として指定される運送事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき¹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し、また特措法第28条第3項に規定する特定接種（以下「特定接種」という。）の対象となり得る国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって同条第1項に規定する登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）である運送事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、また新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める²こととされている。

国土交通省においても、上記のような政府行動計画の内容に従い、関係機関と協力して対策を講じていくため、準備期・初動期・感染期の各段階で想定される状況を念頭に置き、国土交通省としての行動計画をあらかじめ定めておくこととする。

なお、各段階が具体的に想定するフェーズは以下のとおりである。

- ・ 準備期：新型インフルエンザ等の発生前の段階
- ・ 初動期：感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以

¹ 特措法第3条第5項

² 特措法第4条第3項

降、特措法第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて同法第18条第1項に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が定められ、これが実行されるまでの段階

- ・ 対応期：基本的対処方針が実行されて以降、封じ込めを念頭に対応する時期や、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期を経て、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの段階

3 本行動計画の見直し

本行動計画は、政府行動計画等をふまえ、水際対策³、まん延防止⁴並びに国民生活及び国民経済の安定の確保を中心として記載したものであるが、新型インフルエンザ等の発生時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ等対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、情勢の変化等を踏まえて、本行動計画を随時見直し、適時適切に修正を加えるものとする。

³ 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

⁴ まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、感染拡大のスピードやピークをできるだけ抑制することである。

[Ⅱ 各対策項目における対策]

1 実施体制

<準備期>

(1) 省内体制の確立

① 国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部の設置・開催

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）等における議論等を踏まえ、必要に応じて、「国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部」や「幹事会」を開催し、「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しや新型インフルエンザ等に関する情報（症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防法方法等という。以下同じ。）の共有、対応措置の具体的手順の検討等を行う。

② 業務継続計画の適時の見直し

国土交通省における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた国土交通省新型インフルエンザ等業務継続計画を平成27年3月に策定し、令和7年3月に改定したところであるが、同計画をより実効性の高いものとするため、必要に応じ見直しを行う。

(2) 関係省庁との連携・関係機関との連携

① 関係省庁対策会議等への参加

関係省庁対策会議等に参加するとともに、内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）の新型インフルエンザ等関連の訓練に参加すること等により、関係省庁間の連携強化や省内の担当者の対応能力の向上に努める。

② 関係機関との連絡体制の確保

新型インフルエンザ等の発生状況を勘案しつつ、空港・港湾管理者、公共交通・運送事業者、公共交通・運送・旅行関係事業者団体等との連絡ルートを確認するとともに、必要に応じ、これら関係者における新型インフルエンザ等対策の状況について聴取し、対策を要請する。

(3) 省内職員の感染対策

① ワクチン接種体制の構築

特定接種の対象となり得る職員については、新型インフルエンザ等政府行動計画ガイドライン」（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁。以下「政府行動計画ガイドライン」という。）予防接種・ワクチン編の別添（本行動計画のⅢ 参考資料を参照）において示されているところ、対象となり得る職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 職員への必要な情報の提供

統括庁等の開催するセミナーに参加すること等により、職員の知識及び意識の向上に努める。また職員に対して、必要に応じ、政府行動計画ガイドライン事業者・職場編を周知するとともに、随時、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

＜初動期＞

(1) 省内体制の確立

新型インフルエンザ等の発生疑いが生じた場合、速やかに関係省庁対策会議が、必要に応じて閣僚会議等が、それぞれ開催され、情報の集約、共有及び分析を行い、政府の初動対応方針について協議・決定することとされているところ、省内においても必要に応じて、関係局長等から構成される幹部会議を設置する。幹部会議においては、新型インフルエンザ等に関する情報の共有や政府の初動対応方針を踏まえた国土交通省及び公共交通・旅行関係事業者等の対策の方針（航空機・船舶の運航自粛への対応方針、検疫の集約化に関する対応方針等をいう。以下同じ。）について協議する。

新型インフルエンザ等が発生したと認められた場合、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は政府対策本部を設置する⁵こととされている。この政府対策本部が設置された後は、直ちに省内に国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部を設置し、省内一体となって対策の推進を図るものとする。国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部においては、新型インフルエンザ等に関する情報の共有や政府の基本的対処方針を踏まえた国土交通省及び公共交通・旅行関係事業者等の対策の方針について協議する。また、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部は、事態の進展にあわせて随時開催する。

(2) 関係省庁との連携・関係機関との連携

① 関係省庁との連携

閣僚会議又は政府対策本部において協議・決定された方針に従って、国土交通省関係の対策について関係省庁と連携し、その推進に努める。

また、あらかじめ指定した幹部職員を統括庁と兼務させることにより、新型インフルエンザ等対策における統括庁との連携体制の確保を図る。

② 関係機関との連携

新型インフルエンザ等に関する情報の収集に努め、空港・港湾管理者、公共交通・運送事業者、公共交通・運送・旅行関係事業者団体等に対して情報提供するとともに、注意喚起する。

また対策の実施に当たり、随時関係機関と連絡調整を行い、連携強化に努める。

(3) 国土交通省関係者への必要な情報の提供

地方支分部局、外局、施設等機関等に対して、必要に応じ、随時、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

(4) 省内職員の感染対策

① 職員の健康管理の徹底等

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会

⁵ 特措法第15条第1項

を減らす観点から、職員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をする。

② 職員の海外渡航への注意喚起

職員に対し、発生国・地域への出張を避けるよう要請する。また関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、海外出張している職員に対しては、必要に応じ、速やかに帰国するよう要請する。

③ 海外に滞在する職員への対応

発生国・地域に滞在（駐在や留学を含む。以下同じ。）する職員に対し、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知するよう要請する。また関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国するよう要請する。

<対応期>

(1) 基本となる実施体制

① 省内における体制（国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部の開催）

引き続き、国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部を開催し、省内一体となって対策の推進を図るものとする。その際、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。

② 新型インフルエンザ等現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）への派遣

政府現地対策本部が設置された場合において、必要があると認められる場合、地方整備局、地方運輸局、地方航空局等は、政府現地対策本部に職員を派遣する

③ 関係省庁・関係機関との連携

初動期の(2)の連携体制を継続する。

④ まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の措置

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定による新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の公示又は同法第 32 条第 1 項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われた場合、政府対策本部長により示される変更後の基本的対処方針に従って、国土交通省関係の対策について関係省庁と連携し、その推進に努める。

(2) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新

感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止する⁶こととされている。この場合は、国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部も速やかに廃止する。

(3) 省内職員の感染対策

① 職員の健康管理の徹底等

職員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染防止対策を継続する。また、国土交通省新型インフルエンザ等業務継続計画に従って業務を継続する。

② 職員に対する特定接種

特定接種の対象となる職員に対して、集団的な接種等により本人の同意を得て特定接種を行う。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

<準備期>

国土交通省では、平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、国民及び国内に居住又は滞在する外国人（以下「国民等」という。）の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有に努める。その際、

- ①感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁷こと
- ②感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック⁸の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、国民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行うこと
- ③国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、可能な限り多様な媒体・方法による情報提供・共有を行うこと。特に、訪日外国人旅行者に対しては、独立行政法人国際観光振興機構と連携して、多言語による情報提供・共有を行うこと
- ④可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を適切に把握することに留意する。

⁶ 特措法第 21 条第 1 項

⁷ 特措法第 13 条第 2 項

⁸ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

＜初動期＞

引き続き、準備期における方法等により、その時点で把握している科学的知見等に基づいた正確な情報を迅速かつ一体的に提供する。

＜対応期＞

初動期における情報提供・共有を継続する。

3 水際対策

＜準備期＞

(1) 政府行動計画及びガイドライン等の周知等

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは現実的に不可能であることから、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせることが重要であり、水際対策に協力することとなる空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者、航空・海事・旅行関係事業者団体、地方整備局、地方運輸局、地方航空局職員等に対して、政府行動計画及び政府行動計画ガイドライン水際対策編（以下「水際対策ガイドライン」という。）等を周知するとともに、必要に応じ、厚生労働省等関係省庁から入手した最新の情報を提供する。

(2) 体制の整備

新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。

また、地方整備局、地方運輸局、地方航空局等に対して、検疫官との連絡体制を構築しておくよう指示する。

(3) 水際対策に係る資器材の整備等

水際対策関係者のために、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。

(4) 宿泊施設の確保

感染したおそれのある者を停留⁹するための特措法第 29 条第 1 項に規定する特定検疫港及び同項に規定する特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）の周囲の宿泊施設の確保に協力する。

＜初動期＞

(1) 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

① 関係事業者等への対策の徹底

⁹ 検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項

空港・港湾管理者、航空・海事・旅行関係事業者等に対して、対応について万全を尽くすよう、注意喚起を行う。また、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、発生国・地域又は発生国・地域から発生国・地域以外の国・地域（以下「第三国」という。）を経由して我が国へ来航する船舶・航空機について、船舶・航空会社等の協力を得ながら、出発地、搭乗者数、国籍ごとの帰国者等数等の情報を収集する。

② 質問票の配布等

新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO が急速にまん延する恐れのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC 宣言等）する前であっても、船舶・航空会社等の協力を得ながら、帰国者等への質問票の配布等¹⁰により、発生国・地域での滞在の有無や健康状態等を確認し、帰国・入国時の患者等の発見に努める。

③ 有症状者への搭乗拒否

有症状者（発熱や咳といった健康状態に何らかの異状を呈している者をいう。以下同じ。）が搭乗手続をしようとした場合には、必要に応じて搭乗拒否を行うよう、船舶・航空会社等に要請する。

④ 機内・船内における有症状者への対応

船内又は機内において有症状者を発見した場合に、船内又は機内における必要な感染症対策を講ずるよう、船舶・航空会社等に対応を要請する。

⑤ 海外旅行者への注意喚起

外務省が新型インフルエンザ等の発生地域に対して感染症危険情報を発出した場合には、その内容に応じ、関係業界団体を通じて海外旅行を企画主催する旅行会社に対し、感染症危険情報や関係機関の発出情報の常時把握を徹底するよう要請するとともに、旅行者に対して感染症危険情報の趣旨内容を十分説明するよう周知徹底すること、また当該発生国を目的地又は経由地とする企画旅行については企画・実施しないこと、手配旅行については旅行者に旅行をとりやめるよう勧めることなどを要請する。

⑥ 海外駐在員等への注意喚起

所管事業者に対し、必要に応じ、発生国・地域への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。

⑦ 水際対策関係者に対する感染対策の実施

水際対策関係者に対し、必要に応じて、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスのばく露を受けた場合の抗ウイルス薬の予防投与等の必要な感染対策を講じるよう要請する。

⑧ 連絡体制の確保

地方整備局、地方運輸局、地方航空局等に対して、検疫官との連携体制の強化を指示する。

¹⁰ 検疫法第 12 条

(2) 検疫措置の強化

① 検疫措置の環境整備

検疫を実施する港及び空港内の待機・検査等のスペースや動線の確保等について、港又は空港管理者等と調整し、検疫措置の環境整備を行う。

② 検疫の集約化への対応

厚生労働省より検疫の集約化の可能性につき協議¹¹があった場合には、他国等の動向も参照しつつ協議に対応するものとする。また政府対策本部の決定があった場合には、あらかじめ決められた手順に従って、空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者等に対して、検疫の集約化措置の対応の要請を伝達する。

なお、検疫集約化の対象となる特定検疫港等は、水際対策ガイドラインに基づき、以下の空港・港から厚生労働省において指定される。

- ・ 空港：成田、羽田、関西、中部、福岡、新千歳、那覇
- ・ 港：横浜、神戸、関門、博多

(3) 航空機・船舶の運航の制限

検疫体制等を踏まえ新型インフルエンザ等の国内への侵入を防止するため必要な場合には、厚生労働省より航空機・船舶の運航の制限の可能性につき協議があった際に、他国等の動向も参照しつつ協議に対応するものとする。政府対策本部の決定¹²があった場合には、あらかじめ決められた手順に従って、航空・海事関係事業者等に対して、航空機・船舶の運航制限についての政府対策本部の決定内容を伝達する。

(4) 在外邦人支援

① 注意喚起

国土交通省より直接又は所管の事業者を通じて、発生国・地域に滞在する在外邦人に対し、直接又は企業を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知する。

② 帰国を希望する在外邦人の支援

- ・ 帰国を希望する在外邦人については、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間の帰国ができるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運航情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等必要な支援を行うとともに、臨時便及びチャーター便の活用についての政府対策本部の決定を航空会社等へ伝達する。なお、入国者総数の上限数を設定し、入国者総数の管理を行う場合には、現地の緊急的な状況等に応じ帰国を希望する在外邦人について特に留意する。
- ・ 定期航空便等の運航停止後、在外邦人について、発生国・地域の状況を踏まえ、帰国に際しては検疫が強化されていることに留意しつつ、決定

¹¹ 特措法第 29 条第 2 項

¹² 特措法第 30 条第 2 項

された代替的帰国手段の対処方針に基づき、関係省庁と連携し、代替的帰国手段の確保に努める。

③ 帰国者への対応

決定された対処の方針に従い、関係省庁と連携して、帰国手段の確保、隔離や停留等を実施する際の宿泊施設の確保等の必要な帰国者対応に努める。

(5) クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合の対応

クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合の対応については、水際対策ガイドラインに基づき、出入国管理庁、厚生労働省及び外務省と連携し、船舶内の感染状況の収集や受入港の検討等を行う。

＜対応期＞

以下の点に留意して初動期の対応を継続する。

- ・病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等をいう。以下同じ。）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、政府対策本部の決定に基づき水際対策を縮小又は中止すること。
- ・当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、政府対策本部の決定に基づき、当該病原体の性状が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替えること。

4 まん延防止

＜準備期＞

(1) 政府行動計画及びガイドラインの周知等

国内発生時の感染拡大を防止すること及びパンデミック時においても、国民生活及び国民経済の安定を確保する観点から事業の継続が必要であることから、運送関係事業者団体等に対して、運送事業者におけるまん延防止対策として、政府行動計画や政府行動計画ガイドラインまん延防止編を周知するとともに、必要に応じ、厚生労働省等関係省庁から入手した最新の情報を提供する。

(2) 調査研究等

公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用呼び掛け等が想定される。それら運行に当たっての留意点等について、「公共交通機関における新型インフルエンザ等対策に関する調査研究」（平成 26 年 3 月国土交通省発表）の結果を含め、引き続き指定公共機関に周知する。

＜初動期＞

(1) 体制整備の要請

運送関係事業者等に対し、業務継続計画又は業務計画に基づく対応を図ることができるよう、体制整備を要請する。

＜対応期＞

(1) 公共交通機関利用者の感染対策の徹底

所管事業者に対し、以下のような点を要請する。

- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行などを呼びかけるのにあわせて、鉄道駅構内、バスターミナル、空港、旅客船ターミナル、鉄道車両内、バス車両内、航空機内、船舶内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送などにより利用者に対し、マスクの着用等適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・所管の事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。

(2) まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言が行われている場合の措置

まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・運送関係事業者等に対し、輸送力確保及び乗客間又は従業員と利用者間の感染対策を講ずるとともに、(1)に掲げる感染対策を講ずるよう要請する。
- ・運送関係事業者等及び運送関係事業者団体等に対して、検疫所及び保健所の指導に従うとともに、必要に応じて協力するよう要請する。
- ・国土交通省又はその所管の事業者若しくは独立行政法人が主催、共催する大規模集会や興行施設等不特定多数の人が集まる活動は、特措法第31条の8第2項又は同法第45条第2項に基づく都道府県からの要請が行われた場合その他状況に応じて中止又は延期するか、又はそのように指導する。

(3) 減便等の要請

夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請¹³する。

5 国民経済の安定の確保

＜準備期＞

(1) 業務継続計画等の策定等

所管の指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、

¹³ 特措法第20条第1項

当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。また、所管のその他の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、当該事業者の職場における感染対策の実施及びその事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、業務継続計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨し、必要な支援を行う。

(2) 従業員の健康管理の徹底等

所管の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。

(3) 緊急物資運送等の体制整備

発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売又は運送を行う所管の指定公共機関に対し、都道府県と連携し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請し、必要に応じて支援する。

(4) 物資の備蓄

所管の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク、消毒薬等の衛生用品や食料品や生活必需品等の備蓄、それらの施設及び設備の整備等を行うことを勧奨する。

(5) 所管事業者に対する特定接種

特定接種の対象となり得る事業者については、政府行動計画ガイドライン予防接種・ワクチン編の別添（[参考資料1]参照）において示されているところ、所管の当該事業者に対して、特措法第28条に規定する登録作業に係る周知を行う。また、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、所管の登録事業者に対し、接種体制の構築を要請する。

<初動期>

(1) 従業員の健康管理の徹底等

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて所管の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

(2) 事業継続に向けた準備等の要請

所管の指定公共機関に対し、その業務計画に基づき、国土交通省及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行うよう要請するとともに、所管のその

他の事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

＜対応期＞

(1) 従業員の健康管理の徹底等

所管の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。

(2) 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 継続に関する事業者への要請等

所管の指定公共機関に対し、業務計画に基づきその業務を適切に実施するため、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を開始するよう要請するとともに、所管の登録事業者に対し、国民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行うよう要請する。

② サービス水準に係る国民への呼びかけ

所管の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、感染拡大時において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

③ 緊急物資の運送

緊急の必要がある場合には、所管の運送事業者である指定公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請¹⁴するとともに、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定公共機関に対して輸送を指示¹⁵する。

(3) 所管事業者に対する特定接種

所管の登録事業者に対し、その接種対象者に集団的な接種等により本人の同意を得て特定接種を行うよう要請する。

¹⁴ 特措法第54条第1項

¹⁵ 特措法第54条第3項

[Ⅲ 参考資料]

1 特定接種の対象となりうる業種・職務について

政府行動計画ガイドライン予防接種・ワクチン編の別添において整理されており、国土交通省関連個所は以下のとおりである。

(1) 特定接種の登録対象者

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設 事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務、運転指令業務、信号取扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道及び構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				(電力指令業務、保線指令業務)、情報システムの管理業務	
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理、運行管理、整備管理	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国土交通省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダム流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理、ポンプ場における監視・運転管理、管路における緊急損傷対応	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導・送・配水管理、水道施設の故障・障害対応、水質検査	国土交通省

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役 （大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	区分１	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員 各府省庁対策本部事務局担当者	区分１	各府省庁

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員 各府省庁職員	区分２	内閣官房 各府省庁

区分３：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分３	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	区分３	—

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）	地方航空局職員、 航空交通管制部職員	区分3	国土交通省
上水道業	上水道業に従事する職員	区分3	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分3	—
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分3	—

2 新型インフルエンザ等対策関連情報サイト

○内閣感染症危機管理統括庁ホームページ

<https://www.caicm.go.jp/>

・事業者向けページ

<https://www.caicm.go.jp/business/index.html>

・新型インフルエンザ等対策のページ

<https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html>

・広報・啓発資料

<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>

○国土交通省の新型インフルエンザ等対策のページ

<https://www.mlit.go.jp/kikikanri/index.html>